

警察法施行規則の一部を改正する内閣府令案新旧対照条文

警察法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十四号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（暴力団排除対策官） 第三十二条（略）</p> <p>2 暴力団排除対策官は、命を受け、令第二十七条第二号に掲げる事務、同条第三号に掲げる事務（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十三条、第十四条、第二十八条、第三十二条の三及び第三十二条の四の規定に関する事務に限る。）及び令第二十七条第四号に掲げる事務をつかさどる。</p>	<p>（暴力団排除対策官） 第三十二条（略）</p> <p>2 暴力団排除対策官は、命を受け、令第二十七条第二号に掲げる事務、同条第三号に掲げる事務（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十三条、第十四条、第二十八条、第三十二条の二及び第三十二条の三の規定に関する事務に限る。）及び令第二十七条第四号に掲げる事務をつかさどる。</p>